

第2次藤枝市文化マスタープラン策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 業務名称

第2次藤枝市文化マスタープラン策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、平成23年3月に策定し、「文化の力で ふじえだを元気に！」～未来をつくる新たな力 文化の力」を基本理念に、本市における文化・芸術の振興に関する基本的な考え方を示した藤枝市文化振興基本計画 藤枝市文化マスタープラン（以下「文化マスタープラン」という。）の終了に伴い、この間取り組んださまざまな施策について評価検証を踏まえ、かつ、文化芸術を取り巻く環境の変化に対応した新たな文化振興基本計画「第2次藤枝市文化マスタープラン」（以下「第2次文化マスタープラン」という。）を策定することを目的とする。

第2次文化マスタープランの策定に必要な基礎的調査・研究・分析を行い、それらを反映した計画案の策定に係る業務を支援する業者の募集・選定をするために必要な事項を定めたものである。

3 業務の期間

委託業務契約を締結した日から平成33年3月31日まで

4 業務内容

別紙「第2次藤枝市文化マスタープラン策定支援業務仕様書」に基づき、実施するものとする。

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、地方公共団体における基本計画等の策定業務に高い知見を有する者で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成27年4月1日から平成31年3月31日において、地方公共団体の総合計画又は文化芸術振興計画、又はこれらに類似する基本計画等の計画策定業務を1件以上受託し、完了した実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 企画提案書等の提出期限までに、藤枝市から、藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 地方税及び国税に滞納がない者。

6 プロポーザルに関するスケジュール

(1) 応募要項等広告	平成 3 1 年	4 月	3 日 (水)
(2) 質問書の受付締切	平成 3 1 年	4 月 1 2 日 (金)	
(3) 質問に対する回答期限	平成 3 1 年	4 月 1 5 日 (月)	
(4) 参加表明書提出	平成 3 1 年	4 月 1 6 日 (火)	
(5) 第一段階審査	平成 3 1 年	4 月 1 9 日 (金)	
(6) 第一段階審査結果の通知	平成 3 1 年	4 月 2 2 日 (月)	
(7) 企画提案書の提出締切（第一段階審査通過者）	平成 3 1 年	5 月 7 日 (火)	
(8) 第二段階審査（プレゼンテーション）	平成 3 1 年	5 月 1 3 日 (月)	
(9) 審査結果の通知	平成 3 1 年	5 月 1 4 日 (火)	
(10) 委託料見積合せ（委託契約候補者）	平成 3 1 年	5 月 2 0 日 (月)	
(11) 委託契約日（予定）	平成 3 1 年	5 月 2 4 日 (金)	

※プレゼンテーションに関することは、第一段階審査通過者のみに別途通知します。
また、質疑回答については、FAX で行います。

7 選定方法

- (1) 当該委託契約候補者の決定にあたっては、二段階審査方式で行う。
- (2) 第一段階審査は、要項第 1 2 (1) で定める審査基準に基づき、企画提案書（第二段階審査）の提出を求める上位 4 者を選定するものとし、本プロポーザルに参加表明をした者から提出された書類によって、第 2 次藤枝市文化マスタープラン策定支援業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）事務局が書類審査を行う。
ただし、参加表明をした者が 5 者に満たない場合は、第一段階審査は行わない。
- (3) 第二段階審査は、第一段階審査にて選定された者によるプレゼンテーションを実施したのち、要項第 1 2 (2) で定める審査基準に基づき、審査委員会委員が採点をし、獲得した点数が最も高い提案者を委託契約候補者として決定する。

8 提出書類及び提出部数

- (1) 第一段階審査時の提出書類

① 参加表明書	第1号様式
② 会社等概要書	第2号様式
③ 業務実績書	第3号様式
④ 質問書（必要に応じて）	第4号様式
⑤ 地方公共団体に納品した計画書又は概要版	任意

(2) 第二段階審査時の提出書類（第一段階審査通過者のみ）

① 企画提案書	第5号様式
② 見積書	第6号様式
③ 宣誓書	第7号様式
④ その他参考資料	任意

(3) 提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に留意すること。

(4) 提出部数は、第一段階審査においては、正本1部とする。

第二段階審査においては、所定の応募書類を正1部、副7部とする。

(5) 提出方法は、質問書を除き、下記の提出先まで持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

なお、郵送の場合は、配達記録等とし、期限日時までに必着のこと。

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1

藤枝市スポーツ・文化局 街道・文化課 芸術文化係 宛

TEL054-643-3036 FAX054-643-3327

(6) 質問書は、FAXで受け付けるものとし、FAX送信した際は、送信した旨を必ず連絡すること。

質問に対する回答は、期限日時までにFAXにて全ての参加者に対して行う。

なお、質問に対する回答は、本要綱及び仕様書等の追加又は修正事項として取り扱う。

(7) 提出後の応募書類の追加、修正等は認めない。

(8) 企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

表紙及び目次等はページに含まないこととする。また、両面可とし、文字・図等のフォント、サイズ及びカラー表示は、自由。

ア 企画提案書（第5号様式） ※表紙として使用すること。

イ 提案書（様式自由）

※基本方針やコンセプトなどがイメージできるもの。

ウ 業務工程（スケジュール）表（様式自由）

※平成31年度と平成32年度の2か年分を作成すること。

①平成31年度に文化芸術に関する現況調査、市民意識調査、文化芸術団体等意識調査の集計、分析、プランの骨子案の作成を終えること。

②平成32年8月末を目途にプラン（案）をまとめ、平成32年12月にパブコメ実施、平成33年2月にプラン策定を完了させること。

エ 業務の実施体制（様式自由）

オ 見積書（第6号様式）の内訳（様式自由）

※平成31年度と平成32年度の2か年分を作成すること。

9 提案者の失格要件

提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に示す提案書の提出期間、提出先、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査内容に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 上記のほか、指示した条件に違反した場合

10 提案にあたっての注意事項

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とし、プレゼンテーションへの参加報酬等も無い。
- (3) 提案書類等の著作権は、当該提案書類等を作成したものに帰属する。
- (4) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製をすることができる。
- (5) 市は、参加事業者から提出された提案書について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

11 見積限度額

平成31年度事業 1,606,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成32年度事業 3,410,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、事業提案の際の上限額として理解されたい。

12 審査基準

- (1) 第一段階審査における審査基準（書類審査）

審査項目	審査する内容	配点（100点満点）
経営規模	経営規模の妥当性等	50点
委託業務の履行能力	同種、類似業務の実績	50点

(2) 第二段階審査における審査基準

評価項目	評価の視点	評価の指標	配点 (100点満点)
業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数等	10点
業務遂行技術力	業務遂行に必要な知識・経験	同種、類似業務の実績等	10点
実施体制	取組体制の構築状況 取組意欲の高さ	統括責任者の経験年数、能力	10点
提案事業の取組方針	業務の理解度	目的、条件、提案内容の的確性	15点
業務の実施手続き	業務フロー等の妥当性	業務フロー又は工程表等の的確性	15点
現況・課題への理解度	藤枝市特有の課題の理解度	藤枝市特有の課題把握の的確性	15点
独創性及び実現性	独創性及び実現性の有無	提案の実現度	15点
経費積算	企画提案内容に比して見積額は妥当か	見積額	10点

1.3 委託契約候補者の決定（第二段階審査）

(1) 選定方法

企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に評価し、審査委員会の各委員の評価点の合計点により順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により候補事業者を決定する。

- (2) 委託業務の品質確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が、上限の60%に満たない場合は、候補事業者として選定しない。

1.4 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して、プロポーザル方式審査結果通知書（第7号様式）を発送するとともに、本市ホームページに掲載する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 最高得点者の名称
- (2) 全参加事業者の名称
- (3) 審査項目及び配点表
- (4) 全参加事業者の評価点

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けないものとする。

1 5 契約の締結

市は、委託契約候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査した上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約にあたっては、企画提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は本要項 5 に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

1 6 契約条件

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除

1 7 その他留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (2) 企画提案は、1 者につき 1 案とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。
- (5) 委託契約候補者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。